

学校法人塚本学院寄附行為

(昭和26年3月13日制定)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人塚本学院と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市東住吉区矢田2丁目14番19号(塚本学院内)に置く。

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を行う。

(設置する学校)

第5条 この法人が前条に規定する目的を達成するため設置する学校は次に掲げるものとする。

(1) 大阪芸術大学

(大学院・芸術研究科

芸術学部・美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、写真学科、工芸学科、環境デザイン学科、映像学科、演奏学科、舞台芸術学科、芸術計画学科、キャラクター造形学科、初等芸術教育学科、アートサイエンス学科

通信教育部)

(2) 大阪芸術大学短期大学部

(英米文化学科、保育学科、メディア・芸術学科、デザイン美術学科、通信教育部)

(3) 大阪芸術大学附属照ヶ丘幼稚園

(4) 大阪芸術大学附属松ヶ鼻幼稚園

(5) 大阪芸術大学附属金剛幼稚園

(6) 大阪芸術大学附属大阪美術専門学校芸術専門課程

(7) 大阪芸術大学附属泉北幼稚園

第3章 役員

(役員)

第6条 この法人には次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 7人乃至9人
- (2) 監事 2人

(理事長)

第7条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の4分の3以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第8条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
 - (2) 評議員の中から評議員互選によって定められた者1人
 - (3) 前各号に規定する理事以外の理事は理事会において選任する。
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は学院長、学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。
- 3 理事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員（学院長、学長、校長、園長及び教員を含む。以下同じ。）でない者が1名以上含まれるようにしなければならない。
- 4 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 5 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

(学院長)

第9条 学院長は各学校を統轄する。学院長は本学院創立者又は創立意志継承者のうちより理事会において選任する。

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事には、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族が含まれることにはならない。
- 3 前1項及び2項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適

切に防止することができる者を選任するものとする。

- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 5 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 6 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

- 第11条 役員(第8条第1項第1号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は4年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

- 第12条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けた時は1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第15条 理事長に事故がある時、又は理事長が欠けた時は理事長のあらかじめ指名した他の理事が理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。

(役員報酬)

第16条 役員は、その地位にあることのみに基づいて報酬を受けることはできない。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は随時理事長が招集する。但し、理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

5 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 第10条第5項の及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

7 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第1

8条第2項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。

- 8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

第18条 理事会の議事は、法令に特別の規定ある場合並びにこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第19条 次に掲げる事項については理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- (4) 残余財産の処分に関する事項
- (5) 寄附金品の募集に関する事項
- (6) 収益事業に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は15人乃至19人の評議員をもって組織する。評議員総数は理事総数の2倍を超えるものとする。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をすることができない。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 6 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 7 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
 - (2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者2人乃至4人
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上のものうちから理事会において選任された者2人乃至3人
 - (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者8人乃至12人
- 2 第1号及び第2号に規定する評議員は、学院長、学長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第24条 評議員の任期は4年とする(前条第1項第1号に規定する者を除く。この条中以下同じ。)。但し、欠員が生じた場合の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(議長)

第25条 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金をのぞく。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第28条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が、次の各号の一の該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については寄附者の指定がある場合は、その指定に従って基本財産又は運用財産又は収益事業財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第32条 基本財産はこれを処分してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる積立金の保管)

第33条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金をするかして理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業の遂行を要する経費は運用財産不動産及び積立金から生じる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行うものとし、学校の経営に関する会計及び収益事業に関する会計に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長において編成し理事会において出席した理事の3分の2以上の同意がなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算における剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、若しくは運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰越するものとする。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。
- 4 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事、及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として

支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は私立学校法第50条第1項第3号から同条同項第6号の事由によって解散する。

- 2 私立学校法第50条第1項第3号の事由による解散は理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決がなければならない。
- 3 前項の事由による解散は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第45条 この法人の解散(合併及び破産による解散を除く)に伴う残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この法人の寄附行為を変更するには評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、大阪芸術大学及び大阪芸術大学短期大学部に掲示して行う。

(施行規則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第50条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

附 則

本寄附行為は、昭和26年3月13日から実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和26年3月15日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和29年8月12日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和31年11月14日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和32年11月18日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和33年2月6日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和39年1月25日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和39年1月30日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和41年9月1日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和43年8月12日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和43年8月20日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和47年6月10日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和53年3月31日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和53年4月1日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和56年3月31日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和57年4月1日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和58年2月18日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和60年2月20日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和60年12月7日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、昭和62年3月18日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日）から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年12月19日）から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、平成10年4月1日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、平成12年4月1日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年12月21日）から改定実施する。

附 則

（施行期日）

平成14年10月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

（大阪芸術大学芸術学部の環境計画学科の存続に関する経過措置）

大阪芸術大学芸術学部環境計画学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本寄附行為は、平成17年4月1日から改定実施する。

(大阪芸術大学短期大学部の商業学科の存続に関する経過措置)

大阪芸術大学短期大学部の商業学科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年3月14日）から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年7月21日）から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、平成19年5月29日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、平成21年4月1日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、平成22年4月1日から改定実施する。

(大阪芸術大学短期大学部の広報学科及び経営デザイン学科の存続に関する経過措置)

大阪芸術大学短期大学部の広報学科及び経営デザイン学科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本寄附行為は、平成26年4月1日から改定実施する。

(大阪芸術大学短期大学部の保育学科第1部の存続に関する経過措置)

大阪芸術大学短期大学部の保育学科第1部は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本寄附行為は、平成28年4月1日から改定実施する。

附 則

本寄附行為は、平成29年4月1日から改定実施する。

附 則

令和元年11月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和元年12月1日から改定実施する。

附 則

令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から改定実施する。